

可燃物、家電、金属などに分別して集められる災害廃棄物（仙台市宮城野区の蒲生搬入場にて）



仙台市の災廃焼却施設 3カ所で500ト規模 今秋にも稼働目指す

仙台市は、東日本大震災で発生した大量のがれ

きや倒壊家屋などの災害廃棄物の処理に向け、沿岸部に設置した3カ所の搬入場に設置する仮設の焼却炉について、処理能力が合計で日量400ト、500トとなるとの見通しを明らかにした。秋ごろの設置を目指し、今後具体的な発注準備に入る。リサイクルを念頭に置きながらも、復興のためにスピード感のある処理も両立させる。同市は災害廃棄物を市内全体で約103万トと見込んでおり、1年以内の撤去、3年以内の処理を目標としている。

先月、宮城野区の蒲生、若林区の荒浜と井土の3カ所に合計約100ヘクタールとなる搬入場を設置し、各地からの集積を開始した。焼却施設や破碎施設も順次整備していく方針。

作業に当たっては宮城県産業廃棄物協会をはじめ建設業、解体業など関連業界が協力している。現在はがれき類などの撤去作業が中心で、損壊家屋の解体にもこれから着手する。

集積作業では、可燃物、金属物、家電などに細かく分別して搬入。「家電や金属などはできるだけリサイクルする道を探りたい。廃材も同様だが、受け入れ先が見つからないような状態のものは焼却するしかない」（1日に設置された環境局震災廃棄物対策室）。

これに関連して、奥山恵美子市長は先月21日の市議会で、災害廃棄物約103万トの処理費として、現時点で約1千億円

が見込まれると述べた。今年度の災害廃棄物処理費は約400億円の見込み。

2次仮置き場 集積後は国直轄

災廃処理で
政府が検討

東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理について、政府は、被災地の2次仮置き場までの集積は市町村や県が実施し、それ以後の焼却、破碎、埋め立てなど中間・最終処理は国の直轄事業とする方向で検討している。宮城県、村井嘉浩知事の要望などを踏まえたもので、そのための特例措置や県との役割分担などを検討している。